あいちスポーツコミッション規約改正案

(名称)

第1条 本会は、あいちスポーツコミッション(以下「本会」という。)と称する。

(目的)

第2条 本会は、全国、世界に打ち出せるスポーツ大会の招致・育成をはじめ、 スポーツ大会を活用して地域活性化を図るため、地域の関係者が一体となった 取組を推進することを目的とする。

(事業)

- 第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行うものとする。
 - (1) スポーツ大会に関する情報収集・発信
 - (2) 次の事項の実施及び調整
 - ア スポーツ大会の招致
 - イ スポーツ大会を活用した地域活性化の促進
 - ウ スポーツ大会に関する助言・協力
 - エ スポーツ合宿の誘致
 - (3) 会員相互の交流
 - (4) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

- 第4条 次の要件をすべて満たす法人又は団体は本会の会員になることができる。
 - (1) 第2条の目的に賛同し、協力すること。
 - (2)活動拠点(本社、支社、支店など)が愛知県内に所在すること。
 - (3) 暴力団を利するおそれがないこと。
- 2 本会の会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を事務局に提出し、 その承認を得ることにより会員となることができる。
- 3 前項の承認は、会員の要件に該当しなくなったと認められる場合及び会員としてふさわしくないと認められる場合は取り消すことができる。
- 4 会員が本会を退会しようとするときは、別に定める退会届出書を事務局に提出しなければならない。
- 5 会費は無料とする。

(役員)

- 第5条 本会に、会長を置く。
- 2 会長は、本会を代表し、会の運営を総括する。
- 3 会長は愛知県知事をもって充てる。

(総会)

- 第6条 本会の総会は、会長が招集し、これを主宰する。
- 2 総会は、次の事項について審議する。
- (1) 規約の改廃
- (2) 活動計画
- (3) その他、会の運営に関する重要事項
- 3 総会の議事については、出席会員の過半数により決するものとする。
- 4 総会の議事については、必要に応じて書面による決議とすることができる。 この場合においては、前項の規定を準用する。但し「出席会員」は「会員」に 読み替えるものとする。

(事務局)

- 第7条 本会の事務局は、愛知県スポーツ局スポーツ振興課に置く。
- 2 事務局長は、愛知県スポーツ局スポーツ振興課長をもって充てる。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(附則)

- 1 この規約は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規約は、平成31年4月1日から施行する。
- 3 この規約は、令和2年4月1日から施行する。